

東小千谷中学校 いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

東小千谷中学校いじめ防止基本方針(以後、基本方針)は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、国の基本方針を参考に県学校教育の重点及びおぢやっ子教育プラン等を踏まえて、当校におけるいじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ)のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。＜13＞

II いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を、次のように設ける。＜22＞

1 生徒指導部会

構成員……校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、S C

開催頻度…週1回(時間割に位置付)

主な業務

- ・ 基本方針に基づく取組の管理
- ・ 部会に係る業務の推進
- ・ 全校アンケートの実施と処理
- ・ 実態把握のための情報の収集と処理
- ・ 家庭、地域の役割や取組との連絡調整
- ・ 情報(いじめの疑い)があったときには速やかに部会を開き、情報の共有、関係生徒への聴取、指導支援の体制、保護者や関係者との連携等の対応を組織的に実施するための中核を担う役割
- ・ 重大事態への対処及び発生の防止に資するため、質問票の使用等による事実関係を明確にするための速やかな調査の実施＜28＞
- ・ いじめの相談・通報の受信窓口

2 その他の組織と主な業務

(1) 企画委員会

- ・ 日程の調整

(2) 適応指導部会

- ・ 適応指導の観点からの、いじめの早期発見と心のケア

(3) 東の子どもを語る会

- ・ 園児・児童・生徒の実態及び各園・校の取組についての情報交換と共通理解
- ・ 年間活動計画の作成と実行及び評価
- ・ 各団体の取組

◇ 構成員…中学校(校長、生徒指導主事、P T A会長、教頭) 小学校(校長、生活指導主任、P T A会長) 園(園長、父母の会代表) 高等学校(校長、生徒指導部・教育相談部) 地域(主任児童委員、人権擁護委員、保護司、警察署員) 専門家(市青少年育成センター相談員)

◇ 開催頻度…年1回(春)

(4) P T A

- ・ 家庭の役割や取組について、相互に働き掛け合いながら具体的な行動として広げていく役割

3 外部機関

- ・ 市教委 ・市青少年育成センター ・小千谷警察署、少年サポートセンター
- ・中越教育事務所(S S W) ・長岡児童相談所・中央児童相談所 ・新潟中央法務局長岡支局
- ・新潟地方法務局 ・県教委(市町村サポートチーム、S C) ・主任児童委員

Ⅲ いじめの防止等に関する措置

1 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

いじめはどの学校でもどの生徒にも起こりうることを踏まえ、全生徒を対象に、生徒の尊厳が守られいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

その基本は、生徒が、友人や教職員と信頼できる関係の中、心の通うコミュニケーション能力を育み、ルールのある規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信を育み、ストレスにとらわれずに、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくようにする。

また、大人である教職員が、生徒の良き手本となるように、その言動が生徒を傷付けたり、いじめを助長することのないよう、細やかな注意を払う。併せて、いじめ問題への取組の重要性について保護者、地域住民に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

(2) いじめ防止のための措置

① いじめについての教職員・生徒の共通理解

ア いじめの態様や特質、原因・背景、指導上の留意点などについて、基本方針やその他の資料を用いて、校内研修や職員会議で共通理解を進め、指導力を高める。〈15-2〉、〈18-2〉

イ 全校朝会、学級活動、生徒集会、委員会活動、部活動等で、教職員や生徒が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」雰囲気为学校全体に醸成する。

ウ 生徒と教職員が、「いじめとは何か」について具体的な認識を共有できる策を立て実行する。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 教育活動全体を通じた「ルール・規範意識を育てる」取組を充実させる。〈15-1〉

イ 体験活動と道徳の時間を関連付けるなど心に響く指導を工夫する。

ウ 中学校区社会性育成プログラム、いじめ防止学習プログラムを適切に進める。

エ 人権教育、ボランティア活動、自然体験活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。

オ 特別活動の特性を生かし、意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

カ 全校道徳「自分を見つめて」を核に、自分の感情や考えを整理して表現する力を育てる。

キ 特別の教科「道徳」などを中心に、様々な場面の振り返りを充実させ、自己内対話を促し自己教育力を高める。

③ いじめが生まれる背景をつくり出さない

ア いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感が過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かる授業づくりを進める。

イ ストレスを感じた場合でも、他人にぶつけずに、運動・スポーツや読書等で発散したり、相談して解決するなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

ウ 教職員の言動が生徒の良き手本となるよう努める。

エ 障害(発達障害を含む)について、適切に理解した上で、指導に当たる。

オ 「深めよう絆県民の集い」やいじめ見逃しゼロスクール集会、人権講話等を利用して保護者への啓発活動を行う。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む

ア ねたみや嫉妬等いじめにつながる感情を減らすために、生徒が、認められ満たされているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じ、活躍でき承認され、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、生徒の自己有用感が高められるようにする。

イ その際、家庭や地域等、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。

ウ また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越える体験機会等も積極的に設ける。

エ 大人の背中プロジェクト、職場体験活動、スノーフェスティバル等、模範となる大人とのよい関わりを積極的に進め、生徒に関わり合う喜びを実感させ、自己有用感や自己肯定感を育む。

オ なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくことから異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組む。

⑤ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む<15-2>

ア 生徒自らがいじめの問題について学び、問題を主体的に考え、観衆・傍観者をなくすことを含め、いじめの防止・早期発見を訴えるような取組を充実する。

イ 同世代の仲間との関わりを通じたよりよい人間関係の構築や自己教育力を育成のできるよう、生徒主体の「いじめ見逃しゼロスクール」集会の実施内容・方法等を検討し、支援する

ウ 生徒会活動では、「やらされている」活動、一部の役員が行う活動に陥らないよう、教職員は、全ての生徒が意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかを点検し支える。

⑥ 情報教育の充実<19-1>

ア インターネットによる情報の特性を踏まえて、インターネットを介したいじめを防止するために、入学予定者説明会時の講話等警察署やその他専門家と連携した情報教育を進める。

イ 入学時、進級時、長期休業前など、機会を捉えて保護者への啓発を進める。

2 早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめが「どの生徒にも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、早期発見で被害を最小限に食い止めるようにする。

いじめが、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われること、被害生徒が「親に心配をかけたくない。プライドがある。」等の理由で、辛くても一人で頑張ることがあることを認識し、ささいな兆候でも、いじめではないかとの疑いをもって、早期に複数の教職員で関わりをもち、積極的に認知することが重要になる。

このため、日頃から「悩み相談カード」等を活用して変化に気付く目を養うとともに、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化(時系列・集団内での位置)や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員同士が積極的に情報交換を行って情報を共有する。更に、「観衆、傍観者」から「仲裁者」へと生徒を育てていくことも重要になる。

なお、指導が困難な集団では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなること、特定のグループ内での暴力や恐喝を伴ういじめでは、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

(2) いじめの早期発見のための措置及び相談体制の充実

① 「悩み相談カード」「学校生活アンケート」など定期的なアンケート調査の実施<16-1>

② 定期的な教育相談の実施<16-1>

③ 生活記録帳(DL)による生徒との交流<16-1>

④ 「早期発見チェックリスト」等を活用した日常生活の状況の点検

⑤ 「子どもと共に1・2・3運動」の推進

⑥ 多忙感を見せない等、いじめを訴えやすい教職員の雰囲気・態度の形成<16-3>

⑦ 悩みや訴えを積極的に受け止める雰囲気・態度の形成<16-3>

⑧ 配付物、窓口紹介コーナー等の活用による相談窓口の周知<16-3>

⑨ 管理職等に直接訴える方法の周知

⑩ 保護者との情報交換<16-1>

⑪ 生徒会「いじめ見逃しゼロ運動」との連携<15-2>

⑫ 地域住民との情報交換<16-1>

⑬ 部会、職員掲示板、フォルダの活用等による教職員間の円滑な情報交換<16-3>

3 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けたときは、特定の教職員で判断・対応したり抱え込んだりすることなく、速やかに生徒指導部会を開催し組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いて指導する。保護者の協力を得て、関係機関等と連携して対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなどいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 生徒や保護者から「いじめではないか」「学校に行きたくない」「人間関係のトラブル」といった相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。<23-1>
- ③ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ④ 発見・通報を受けた教職員は一人で判断・対応したり抱え込んだりせず生徒指導部に直ちに報告し情報を共有する。<23-1>
- ⑤ 生徒指導部が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

<参考> 「事実関係を明確にする」とは、いじめと疑われる行為が、

- ・ いつ(いつ頃から)、
- ・ 誰から行われ、
- ・ どのような態様であったか、
- ・ いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか

◇ 被害側、加害側と思われる生徒のプライバシーや自尊心に配慮しつつ、その後の指導において支障をきたさない範囲で、可能な限り網羅的に明確にする。

◇ この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

◇ 必要に応じて周りの生徒からも情報を収集する。

- ⑥ 事実確認の結果は、校長が責任をもって教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に適切な時期に適切な内容を連絡する。<23-2>
 - ⑦ 当校と市教委が、加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合で、いじめが犯罪行為として取り扱われると認めるときは、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、小千谷警察署に通報・相談して対処する。<23-6>
 - ⑧ なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに小千谷警察署に通報し、適切に援助を求める。<23-6>
- (3) いじめられた生徒又はその保護者への支援 <23-3>
- ① いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。
 - ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
 - ③ 保護者の「知りたい気持ち」に配慮して、今後の予定や保護者への連絡方法、頻度を確認する。
 - ④ 状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、被害生徒の安全を確保する。この際、見守りが生徒や保護者に知れ、精神的な安定感が確保されることが重要である。
 - ⑤ いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
 - ⑥ 必要に応じて、いじめた生徒を別室で指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりするなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。<16-4>、<23-4>、<26>
 - ⑦ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
 - ⑧ 解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。
 - ⑨ 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。
- (4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言<23-3>
- ① いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
 - ② いじめが確認された場合、複数の教職員で、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ再発防止の措置をとる。
 - ③ 事実関係を聴取したら迅速に保護者に連絡して保護者の理解や納得を得た上、連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者への継続的な助言を行う。<23-5>
 - ④ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす

行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。併せて、当該生徒の抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。<23-5>

- ⑤ 状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学教法第 11 条の規定に基づき、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で、適切に生徒に対して懲戒を加えることも考える。<23-5>
 - ⑥ (3)(4)の支援について指導又は助言を行うときは、保護者間に争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を両保護者と共有すること。その他、上記③、④、⑤に配慮して行う。<23-5>
 - ⑦ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。
- (5) いじめが起きた集団への働きかけ
- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
 - ・ いじめを止めさせることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
 - ・ 同調していた生徒には、それらの行為はいじめに加担する行いであることを理解させる。
 - ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
 - ③ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをいっそう進めていく。
- (6) ネット上のいじめへの対応<19-3>
- ① ネット上の不適切な書き込み等は、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
 - ② 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに小千谷警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - ③ 早期発見の観点から、関係機関と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。(関係機関：県教委)
 - ④ 生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局(新潟地方法務局長岡支局、「子どもの人権 110 番」)におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。(2階廊下掲示板)
 - ⑤ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォン等のメールを利用したいじめなどは、大人の目に触れにくく発見しにくいいため、情報モラル教育を進めるとともに、保護者に理解を求める。

4 その他の留意事項

- (1) 組織的な指導体制
 - ① いじめへの対応は、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、組織で情報を共有し対応する。そのため、平素から組織的対応について、教職員で共通理解を図っておく。
 - ② いじめの問題等に関する指導記録を作成・保存し進級等状況が変化した際に、適切に引き継いだり情報提供したりできるようにしておく。
 - ③ 必要に応じて、外部の専門家等を加えて対応する。
 - ④ 基本方針に基づく取組は、保護者や生徒、地域住民などの参加を得て行う。
- (2) 校内研修の充実<18-2>
 - ① 学期始めには、いじめを含む生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- (3) 校務の効率化
 - ① 生徒と向き合い、いじめ防止等に取り組めるように、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化する。併せて「多忙化解消アクションプラン」を推し進める。
- (4) 学校評価と教員評価
 - ① 学校評価に、いじめの問題と対応を取り扱う。 <34>
 - ② 教員評価に、いじめの問題と対応を取り扱う。
 - ③ 基本方針が、効果的に機能し、その実効性が確保されるよう、評価・改善する。
- (5) 地域や家庭との連携について
 - ① 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すために、いじめ問題について地域、家庭と連

携した対策を推進する。

- ・ 基本方針について、学校だよりや学年だより、学校、PTA、地域の関係団体等が交わる様々な機会に啓発していく。
- ② より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、単位組織を活用するなどして学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制をいっそう整える。

IV 重大事態への対処

1 市教委又は当校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態とは<28>

くいじめ防止対策推進法第 28 条で規定する「重大事態」>
第 1 号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
第 2 号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

※ 第 1 号「生命、心身又は財産に重大な被害」は、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

例えば、・生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合などのケース

※ 第 2 号「相当の期間」は、いじめによる欠席日数が 30 日(含む断続的)を超えるものとする。ただし、一定期間連続した状況があると疑われる場合は、市教委に報告するとともに、迅速に調査に着手する。

② 重大事態の報告<28>

- ・ 重大事態が発生した場合、市教委を通じて市長へ報告する。

<別紙様式 5> 児童(生徒)の非行事故報告書

- ・ 被害生徒の氏名・学年・性別
- ・ 欠席期間・その他生徒の状況
- ・ 生徒・保護者から重大事態である旨の訴えがあつ場合はその訴えの内容

③ 調査の趣旨及び調査主体について<28>

- 法第 28 条の調査は、重大事態に対処するとともに、発生の防止に資するためにも行う。
- 重大事態が発生した場合には、直ちに市教委に報告し、市教委は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
- ・ 当校が調査主体となる場合でも、市教委からの必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を得ながら行う。

④ 調査を行うための組織について<28>

- 市教委又は当校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。
- ・ 市教委を調査主体とする場合、そこに設置される機関を調査を行うための組織とする。
- ・ 当校を調査主体とする場合は、生徒指導部会を母体に事案の性質に応じて適切な専門家を加えた組織を編成する。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施<28>

- 主に聴き取りによる調査を実施する。聴取の対象者は、当該生徒、保護者、教職員(学級・学年・部活動関係等)、関係する生徒などが考えられる。
- 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、
 - ・ いつ(いつ頃から)、
 - ・ 誰から行われ、
 - ・ どのような態様であったか、
 - ・ いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

- 重大事態の発生から、1ヶ月程度を目途に、聴取した内容を書面にとりまとめる。(不登校の生徒への聴取を申し入れたが実施できなかった場合などには、その旨も記載)
調査期間中に当該生徒が学校復帰した場合も、その時点での聴取内容をとりまとめる。
- 市教委又は当校は、関係機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- いじめられた生徒には、事情や心情を聴取し、その状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。方法として、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

自殺の背景調査における留意事項

自殺という事態が起こった場合の調査は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめが要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当し、その在り方は、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考にする。

- ◇ 背景調査に当たり、遺族が当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ◇ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う
- ◇ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教委又は当校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ◇ 詳しい調査を行うに当たり、市教委又は当校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ◇ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ◇ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ◇ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めること、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する
- ◇ 当校が調査を行う場合は、市教委は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、市教委の適切な対応を求める。
- ◇ 情報発信・報道対応については、関係者全てのプライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。
なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があるので踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

<WHO 自殺報道への提言>

| ぜひすべきこと | してはならないこと |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・報道する際に精神保健の専門家と緊密に連絡を取る ・自殺に関して「既遂」という言葉で「成功」は用いない ・自殺に関連した事実のみを扱う。一面に掲載しない ・自殺以外の他の解決法に焦点を当てる ・電話相談や地域の援助機関に関する情報を提供する ・自殺の危険因子や警戒兆候に関する情報を伝える。 | <ul style="list-style-type: none"> ・遺体や遺書の写真を掲載する ・自殺方法を詳しく報道する ・単純化した原因を報道する ・美化したりセンセーショナルに報道する ・宗教的・文化的な固定観念を当てはめる ・自殺を非難する |

⑥ その他留意事項

- 第 23 条第 2 項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、当校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、第 28 条第 1 項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第 23 条第 2 項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、第 23 条第 2 項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。
- 事案の重大性から、市教委の積極的な支援を求める。特に市教委においては、義務教育段階の生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する必要もある。<28-3>
- また重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、当校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教委及び当校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任<28-2>

- 市教委又は当校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、当校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。
また、希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を、聴取の結果の報告に添えることができる旨を説明する。
- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
また、当校が調査を行う際は、市教委から、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受けて行う。

② 調査結果の報告<30-1>

- 調査結果は、市長に報告する。
- 上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付する。

| 聴取結果等のとりまとめ・報告事項 | |
|--|---|
| 1 当該生徒 (学校名) (学年・学級・性別) (氏名) 2 欠席期間・当該生徒の状況 3 調査の概要 (調査期間) (調査組織) (外部専門家が調査に参加した場合は当該者の属性) | 4 聴取内容 ① 当該生徒・保護者 ② 教職員 ③ 関係する生徒・保護者 ④ その他 5 今後の当該生徒への支援方策 |

<参考> 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査<30-2>

- 上記②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は発生の防止のため必要があると認めるときは、第28条第1項の規定による調査の結果について、調査(以下「再調査」という)を行うことができる。
- なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた生徒又は保護者が望む場合には、第28条第1項の調査に並行して、市長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。
- 再調査についても、市教委又は当校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- 市長及び市教委は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は発生の防止のために必要な措置を講ずる。

付録1 法及び国の基本方針から

I 「いじめ防止対策推進法」制定の意義、基本理念

1 制定の意義

いじめ問題への対応は学校の最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応する必要がある。また、関係機関や地域の方も積極的に取り込む必要があり、これまでも、様々な取組が行われてきた。しかし、未だ、いじめを背景として、生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

大人社会のパワハラやセクハラ等の社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめ問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。社会総がかりでいじめ問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備する必要があり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

2 基本理念<3-1-2-3>

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

さらに、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

II いじめの定義、いじめの理解

1 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。<2>

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないようにする。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

ただし、このことはいじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状態等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。喧嘩は除くが、外見的には喧嘩のように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目して見極める。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえて適切に対応する。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・金品をたかられる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品を隠されたり盗まれたり壊されたり捨てられたりする。
- ・ひどくぶつかられたり叩かれたり蹴られたりする。
- ・冷やかしかからかい悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果では、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった生徒も1割程度であり、多くの生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする必要がある。

付録2 いじめの防止等のための職能別ポイント

1 いじめの防止のための措置

<学級担任・教科担任・委員会担当・部活担当等>

- ・ ルールとふれあいを基盤としたQ-U式(学級)集団づくりを進め集団を育てる。
- ・ 日常的にいじめの問題に触れ「いじめは人として絶対に許されない」雰囲気学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者、観衆からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくり(「ひがしのそこちから」)を実践する。
- ・ 不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしないようにする。

<養護教諭>

- ・ 教育(日常)活動の様々な場面で命の大切さ、心の安定の大切さを取り上げる。

<生徒指導担当教員>

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ教職員間の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

<管理職>

- ・ 全校朝会等の講話で「いじめは人として絶対に許されない」雰囲気を学校に醸成する。
- ・ 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などを計画的に進める。
- ・ 自己有用感を高める場面や困難な状況を乗り越える体験の確保等について教職員に働きかける。
- ・ いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。

2 早期発見のための措置

<学級担任・教科担任・委員会担当・部活担当等>

- ・ 「いじめ早期発見チェックリスト」等で見る目を養うとともに、日頃からの見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 保健体育(チーム分け)、家庭科(調理実習)、理科(実験)、校外学習(グループ分け)等における生徒の動き(阻害する・阻害される)に十分な注意を向ける。
- ・ 休み時間・放課後の生徒との雑談やDL等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 「おかしいな」と感じた時点で、他の教職員に声を発し複数の目と身体で対応する。

<養護教諭>

- ・ 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

<生徒指導・適応指導担当教員>

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室やSC等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。

<管理職>

- ・ 生徒・保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

3 いじめに対する措置

(1) 情報を集める

<学級担任等、養護教諭>

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
- ・ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・ いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

<生徒指導部会>

- ・ 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

(2) 指導・支援体制を組む

<生徒指導部会>

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む(役割を分担)
 - ア いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
 - イ その保護者への対応
 - ウ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに小千谷警察署生活安全課に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」で適切に対応する。

(3)-A 子どもの指導・支援を行う

<いじめられた生徒に対応する教員>

- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ 被害生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。

<いじめた生徒に対応する教員>

- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、小千谷警察署生活安全課等とも連携して対応する。
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

<学級担任等>

- ・ 話し合い等で、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ 同調した生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

<組織>

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

(3)-B 保護者と連携する

<学級担任を含む複数の教員>

- ・ 家庭訪問(加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応)等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ 徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。